●中央総合法律事務所季刊ニュース●

CHUO SOGO LPC NEWS

弁護士法人 CHUO SOGO LPC
中央総合法律事務所

大阪事務所　〒530-0004 大阪市北区堂島浜1丁目1番27号 大阪堂島浜タワー15階
電話 06-6676-8834（代表）／FAX 06-6676-8839
東京事務所　〒100-0011 東京都千代田区内幸町2丁目2番3号 日比谷国際ビル18階
電話 03-3539-1877（代表）／FAX 03-3539-1878
京都事務所　〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8番　京都三井ビル3階
電話 075-257-7411（代表）／FAX 075-257-7433

http://www.clo.jp
2025 秋号
2025年10月発行 第120号

ご 挨 拶

謹啓　清秋の候、皆さまにおかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り、心より御礼申し上げます。

弊所の近況報告ですが、去る7月に札幌にて全所的なリトリート（合宿）を実施いたしました。所属弁護士が一堂に会し、実務上の課題や将来のビジョンについて活発に議論を交わすと共に大いに親睦を深めました。より良いリーガルサービスを提供するには、所内の連携と信頼関係が不可欠であり、こうした機会を経てその基盤を一層強化することができたと実感しております。

リトリートでの討議風景

また、9月より町田諒一郎弁護士が三井住友カード株式会社に企業内弁護士として出向いたしました。企業の現場に身を置くことで新たな視点を養い、大きく成長して戻ってくれることを期待しています。さらに、10月27日には東京にて「最新トピックから考える企業法務の対応実務 ― Web3・AML・保険業法改正を踏まえて」と題するセミナーを開催いたします。ご都合が許せばぜひ参加をご検討ください。

さて、本号では企業活動に直結する最新の法改正・新制度を幅広く取り上げております。

- 金融分野では、貸金庫業務に関する監督指針の改正を紹介しています。不正防止やマネー・ローンダリング対策の強化により、金融機関には一層高度な管理態勢が求められています。
- 融資実務に関しては、2026年施行予定の「企業価値担保権」を取り上げました。不動産担保や経営者保証に依存しない新しい仕組みとして注目されており、事業者の将来性を重視する融資実務の展開が期待されます。また、担保取引の分野では、これまで判例や実務に委ねられてきた「譲渡担保」について、初めて包括的な法律が制定され、法制化により一層明確な利用が可能となります。
- サプライチェーンに関連しては、改正下請法（略称「中小受託取引適正化法」）を紹介しています。価格転嫁や支払条件の見直しなど、従来の商慣習を大きく変える内容が盛り込まれています。
- 労務・人材分野では、2027年4月に施行予定の「育成就労制度」を取り上げています。技能実習制度に代わる新たな仕組みとして、外国人材の受け入れに新しいルールが導入されます。
- 教育や企業倫理に関しては、「日本版DBS」（教育現場における性犯罪前科確認制度）や、営業秘密管理指針の改正を紹介しております。AIやクラウド利用が進む中で、秘密情報の管理が一層重要性を増しています。

いずれの記事も、実務や経営に直結する内容となっておりますので、皆さまの日々の業務や判断にお役立ていただければ幸いです。

代表　マネージングパートナー　弁護士　中務　正裕

出向のご挨拶

弁護士
町田　諒一郎
（まちだ・りょういちろう）

弁護士　　町　田　諒一郎

この度、三井住友カード株式会社に企業内弁護士として出向させていただくこととなりました。出向期間は、本年9月1日より2年間の予定です。

当事務所入所以来、クライアントの皆様からは企業法務、紛争解決、契約交渉など多岐にわたる案件をご依頼いただき、実務を通じて弁護士としての経験と視野を広げる機会を数多くいただきました。日々のご厚情とご信頼に、改めて深く感謝申し上げます。これまでの業務を通じ、より実務に即した高度な知見を身につける必要性を強く感じ、このたび企業の現場で法務に携わる機会を得るに至りました。

出向先企業においては、法規に関する調査・研究・指導および研修業務、法律関係照会に対する回答、締結する契約等の法的検討・ひな形等の制定管理、知的財産権に関する事項の統括、管理業務といった企業活動を支える幅広い業務に従事いたします。現場で直面する課題に寄り添い、事業の実態を踏まえた法的対応を行うことで、法律の適用のみならず経営判断に資する視点を養ってまいります。

任期を終えて事務所に復帰した際には、企業内弁護士として培った知見と経験を活かし、クライアントの皆様が抱える課題を的確かつ迅速に解決できるよう、これまで以上に実践的で質の高いリーガルサービスを提供する所存です。より一層お役に立てるよう精進して参りますので、引き続きご指導ご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

東京事務所セミナーのご案内

昨年、東京事務所は開設から20周年を迎え、昨年度は20周年記念セミナーを開催し、大盛況となりました。

今年も最新のトピックをクライアントの皆様にご提供させていただきたく、以下の概要のセミナーを開催いたします。クライアントの皆様におかれましては、ご参加を検討いただきますようお願いいたします。

本セミナーでは、変化の激しい市場環境や規制動向を踏まえ、今後の事業運営に有用なテーマをわかりやすく解説いたします。日々の業務や戦略立案の参考となる情報をご提供できるよう企画しておりますので、皆様の情報収集や理解促進の一助としてお役立ていただければ幸いです。

◇ 日　時：令和7年10月27日（月）
セミナー　　13:30～16:35（受付開始13:00）
レセプション　　セミナー終了後～18時

◇ 会　場：日比谷国際ビル　カンファレンススクエア
東京都千代田区内幸町2−2−3　日比谷国際ビル　8階

◇ テーマ：最新トピックから考える企業法務の対応実務 ― Web3・AML・保険業法改正を踏まえて
第1部（13:35～14:25）：Web3の法務リスクとコンプライアンス対応 ― DAO・NFT・トークンを巡って
弁護士　谷崇彦／弁護士　木村俊太郎
第2部（14:40～15:30）：Web3時代の金融機関に求められるAMLリスク管理の最前線
弁護士　秋山絵理子／弁護士　谷崇彦
第3部（15:45～16:35）：保険募集に関する保険業法等の改正動向
東京事務所所長　代表社員パートナー弁護士　弁護士　錦野裕宗

◇定　員：130名（参加無料）※お申し込みの状況によってはご希望に沿えない場合がございます。
本セミナーへのご参加を希望する方や本セミナーに関するご質問がある方は、以下のアドレスまでご連絡ください。
メールアドレス：seminar.tokyo@clo.gr.jp

連載のご案内

弁護士　　秋　山　絵理子

金融法務事情において、2025年8月25日号よりAML／CFT関連の新連載を始めました。同連載では、近年のサイバー攻撃による不正送金、オンラインカジノ、暗号資産の悪用等の金融犯罪の急速なデジタル化・巧妙化を背景に、金融機関等に対し最新の犯罪手口等を踏まえた高度なリスク管理や実効的な対応が強く求められていることを踏まえ、オンラインカジノ、証券口座不正利用、高額プリペイドカード、ノンカストディアルウォレットなど、注目すべきトピックを各回で掘り下げるとともに、最新の規制動向を通じて法的・実務的観点から教訓と対応指針を示します。

貸金庫業務に関する監督指針改正の概要と実務上の留意点

弁護士　小　宮　　俊

弁護士
小宮　俊
（こみや・しゅん）

<学歴>
慶應義塾大学法学部
慶應義塾大学法科大学院

<職歴>
2016年12月
最高裁判所司法研修所修了
弁護士登録（第一東京弁護士会）
弁護士法人中央総合法律事務所入所
2018年4月～2020年3月
金融庁監督局総務課　課長補佐（法務担当）
国際監督室、法令等遵守調査室、政策課を併任
2018年4月～2018年7月
監督局総務課　仮想通貨モニタリングチーム　モニタリング管理官
検査局総務課　金融証券検査官を併任
2018年7月～2020年3月
総合政策局リスク分析総括課　金融証券検査官を併任
2018年10月～2020年3月
総合政策局マネーローンダリング・テロ資金供与対策企画室を併任
2020年4月～2021年3月
監督局銀行第二課　課長補佐（法務担当）
2021年4月
弁護士法人中央総合法律事務所復帰

<取扱業務>
金融規制、コンプライアンス
訴訟、紛争解決、M&A、一般企業法務

第1　はじめに

2025年5月30日、金融庁は、金融機関による貸金庫業務の適正化を図るため、窃取等の不正事案防止のための管理態勢の強化及びマネー・ローンダリング等防止の実効性確保等の観点から、「主要行等向けの総合的な監督指針」および「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を改正しました。

そこで本稿では、本改正の要点について解説いたします。なお、本稿の意見にわたる部分については、著者の個人的見解です。

第2　本改正の要点

1　管理態勢の強化

本改正では、貸金庫内の顧客資産の窃取等の職員による不正等を防止するための管理態勢に係る監督上の主な着眼点として、①貸金庫の入退室・開閉等の手続や規程（例えば、貸金庫入室時に複数人による確認を要する手続等）の整備、②貸金庫の予備鍵を含む重要物の保管方法（例えば、予備鍵を本部等で一括管理する方法等）に関する規程の策定、③貸金庫の入退室・開閉等に関する管理（例えば、開閉の記録の作成・保存、貸金庫前の防犯カメラの設置、貸金庫入室時の生体認証の導入等）、④①～③を含む支店等での貸金庫の管理態勢に対する本部等による定期的な点検・確認を記載しています。

このように本改正では、「例えば」として、管理態勢に係る様々な具体的手法が記載されていますが、金融庁は、本改正に係るパブリックコメントに対する回答（以下、「金融庁パブコメ回答」といいます）において、これらの手法はいずれも例示である旨明示したうえで 、どのような方法により管理を実施するかについては、各着眼点の趣旨や提供する貸金庫の形態等を踏まえて、各金融機関において実効的な方法を検討する必要があるとしています。なお、各着眼点に係る趣旨等については、金融庁パブコメ回答において、①「行員が単独で貸金庫の入退室・開閉等ができないような手続や規程の整備を求めるもの」、②「容易に行員が貸金庫への入室・貸金庫の開錠等を行うことを防止」、③「貸金庫の入退室・開閉等に関して、①で定めた手続や規程の実施を含めて事後的に検証が可能な方法により管理することを求めるもの」等記載されています。

2　マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等のリスクへの対応

本改正では、金融機関に対し、職員による不正等防止のための上記管理態勢に加えて、貸金庫がマネー・ローンダリングやテロ資金供与等の組織犯罪に利用されることを防止するための措置を講ずることも求めています。

当該措置に係る監督上の着眼点として、まず、貸金庫の貸与に係る契約の締結が、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下、「犯収法」といいます）上の「特定取引」に該当するため、犯収法上の措置を適切に行うための内部管理態勢の構築が求められることを確認的に記載しています。

その上で、本改正では、マネー・ローンダリングや貸金庫の不正利用等防止のための貸金庫規程の整備及び見直しも求めており、具体的には、「貸金庫の約款等において、リスクが高いと考えられる物品等が適切に格納可能な物品から除外されているか」及び「格納可能な物品の適切性を含め、貸金庫の約款等について定期的に見直しを行っているか」が監督上の着眼点として挙げられています。このうち、「リスクが高いと考えられる物品等」への該当性に関し、本改正後の監督指針及び金融庁パブコメ回答では、「現金（本邦通貨及び外国通貨）」がこれに該当する旨明記されている一方で、「金を含む貴金属や宝石」及び「記念通貨や現在発行されていない貨幣・紙幣」はこれに含まれないとしています。なお、既存顧客も適用対象とされますが、即時解約を求める趣旨ではなく、顧客周知や移行期間を踏まえた柔軟な対応が認められています。

さらに、本改正では、かかる規程の実効性を図るべく、監督上の着眼点として、「貸金庫の貸与を行うことを内容とする契約の締結や貸金庫の利用等に当たって、顧客に対して格納物が貸金庫の約款に定める範囲を逸脱することがないか確認するなど、貸金庫の利用目的等の確認を行っているか」、「適切な貸金庫の管理を実施するための内部管理態勢（例えば、顧客の貸金庫利用時の行員による立会いや、カメラによる撮影等）が整備されているか」が記載されています。

3　事案の公表・再発防止

近年の金融機関職員による貸金庫からの顧客資産の窃取・横領事案は、金融機関への信頼を大きく損なってきたことから、捜査への支障や顧客の強い意向がある場合を除き、原則として公表が求められます。

また、発生原因の分析と再発防止策の策定、さらに他社事例を踏まえた予防的措置の検討も求められています。

企業価値担保権の特徴と活用における留意点

企業価値担保権導入支援プロジェクトチーム
所属弁護士　本行克哉　冨川　諒　小宮　俊　秋山絵理子　谷　崇彦

第１　はじめに

2026年5月25日、「事業性融資の推進等に関する法律」が施行される予定です。同法では、不動産担保や経営者保証に依存しない事業性融資を後押しする新たな制度として、企業価値担保権が規定されています。本稿では、企業価値担保権の特徴と活用における留意点を解説します。なお、本稿の意見にわたる部分については、著者らの個人的見解です。

第２　企業価値担保権の特徴

企業価値担保権は、従来の個別資産に対する担保権とは一線を画する新たな制度です。企業価値担保権をうまく活用するためには、その本質を正確に理解しなければなりません。

企業価値担保権の担保目的財産は、「総財産（将来において会社の財産に属するものを含む。）」とされており（事業性融資推進法第7条第1項）、企業価値を担保価値として把握する点に大きな特徴があります。担保価値の範囲内での融資が行われがちな従来の担保権付き融資とは異なり、企業価値担保権付き融資では、事業者の事業計画や将来性を踏まえ、事業の維持発展のために必要かつ十分な融資を行うことが期待されています。融資後においても、定期的なモニタリングを通じて事業者の財務状況を把握するとともに、業況悪化が予測された時点や悪化し始めた時点など、早期の段階で適切な経営改善支援を行うことが期待されています。

また、保全としての機能が乏しい点も大きな特徴です。破産時のように、企業価値が著しく毀損した場面では、融資時に想定していたほどの担保価値は存在しません。金融庁が公表した「企業価値担保権付き融資の評価や引当の方法等に係る基本的な考え方について」（2025年）においても、引当の算定方法について、「企業価値について、不動産担保と同じ、いわゆる『一般担保』として取り扱うことは、一般的に非常に難しいと考えざるを得ない」とされています。その意味では、企業価値担保権付き融資は、既存の担保権付き融資よりも無担保融資に近い性質を持つといえます。ただし、企業価値担保権付きの融資を無担保融資と同じ扱いとすることは合理的ではなく、企業価値担保権の特性（債務者区分を落とさずに維持できる可能性を高める効果、倒産確率（PD）の低下等を通じて予想損失率を低減する効果）を適切に反映させる必要があるとされており、無担保融資ともまた異なります。

以上を踏まえれば、企業価値担保権付き融資は、事業者の事業計画や将来性を十分に審査・評価をした上で行われる無担保融資の延長でありながら、他の金融債権に優先する権利が認められたものであると整理すべきと考えます。

第３　活用における留意点

（1）担保価値の評価

企業価値担保権の活用を検討するにあたり、担保価値評価の問題が議論されることがあります。この背景には、保全を主たる目的とする不動産担保等においては、担保価値を基準として融資の可否及び額を判断していたとの実務があるように思います。

しかしながら、企業価値担保権を取得する主たる目的は、保全ではなく、事業性評価及び伴走型支援です。企業価値担保権付き融資において求められるのは、事業計画の実現のために必要かつ十分な融資であり、担保価値を基準として融資の可否及び額を判断することには馴染みません。

このとおり、企業価値担保権付き融資では、従来の個別資産に対する担保権とは全く異なる性質を有することを理解した上で融資に取り組むことが求められます。

（2）信託スキーム

企業価値担保権の設定については、「企業価値担保権信託契約に従わなければならない」とされており（事業性融資推進法第8条第1項）、いわゆる信託スキームが採用されています。信託スキームを採用した趣旨は、貸し手を限定しないことで企業価値担保権の活用の幅を広げる一方で、担保権者を企業価値担保権信託会社に限定し業規制を及ぼすことで濫用の懸念を払拭する点にあります。

一見すると、契約関係が複雑化するようにも思われます。しかしながら、企業価値担保権については、受益者（特定被担保債権者）が受託者（企業価値担保権信託会社）を兼ねることが認められています。そのため、一行取引であれば融資行が企業価値担保権信託会社を兼ね、シンジケートローンではエージェントが企業価値担保権信託会社を兼ねることにより、現行融資の延長で企業価値担保権を活用することが可能です（右記図参照）。

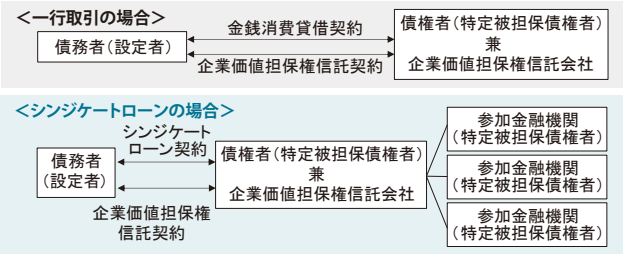

（3）登記

企業価値担保権は、商業登記簿への登記が効力要件とされています（事業性融資推進法第15条）。この点について、事業者の取引先において、企業価値担保権の設定登記を信用不安と受け止める懸念が指摘されることがあります。

しかしながら、企業価値担保権の設定登記は、資金調達の成功、さらに言えば金融機関が事業者の事業計画や将来性にお墨付きを与えたことを意味します。企業価値担保権付き融資では、金融機関の伴走型支援も期待できます。仮に実行手続に至ったとしても、個別資産に対する担保権とは異なり、商取引債権等は優先的に保護され、事業譲渡を通じて継続して取引を行うことが可能です。したがって、企業価値担保権の設定登記が信用不安の徴表を意味することはなく、むしろ事業者の信用力が上がると評価されるべきでしょう。

（4）モニタリング

企業価値担保権付き融資において、財務状況のモニタリングの重要性はより一層高まります。この点、米国では、既に全資産担保を活用し、事業キャッシュフローに着目した融資実務が根付いているとされています。例えば、米国や英国での全資産担保を活用した融資制度や実務慣行、日本で新たな担保制度が導入された際の融資実務や活用のあり方を取りまとめた「全資産担保を活用した融資・事業再生実務に関する研究会」報告書（公益社団法人商事法務研究会、2023年3月）では、キャッシュフローに着目した融資における財務コベナンツの重要性に言及されており、米国における財務コベナンツの役割は以下のとおりと整理されています。

- 中小企業取引でも財務コベナンツの設定が一般的になっている。
- 財務コベナンツを設定する目的は、早期に事業者の財務上の問題点を検知し対応する点にあり、金融機関と事業者との間のコミュニケーションにおいて重要な役割を果たしている。
- 財務状況のモニタリングでは、事業者の財務情報や財務コベナンツの遵守状況が重要な指標である。
- 財務コベナンツの数や確認頻度は、事業者の規模や契約内容等によって異なるものの、中小企業であれば、財務コベナンツの数は数個にとどまり、確認頻度は四半期ないし年に1回が一般的である。
- 財務コベナンツへの抵触は、金融機関と事業者の対話の契機として位置付けられる。財務コベナンツに抵触したからといって、必ずしも直ちに期限の利益を喪失させ担保権実行に移行するわけではなく、事業者に、期限の利益喪失事由を治癒するための期間が付与されることが一般的である。

日本における中小企業取引では、モニタリングコストの増加等も要因となり、財務コベナンツが設定されるケースは少ないとされています。しかしながら、財務状況のモニタリングは、一般的な融資においても行われており、財務コベナンツの設定によりモニタリングコストが大きく増加するわけではないと思われます。

金融機関と事業者との間で財務コベナンツという具体的な数値が共有されることで、共通言語が形成され、モニタリングの実効性が高まると考えられます。企業価値担保権と財務コベナンツは、いずれもモニタリングにおける重要なツールであり、両者を併用することで、より一層事業性評価・伴走型支援に取り組みやすくなると思われます。

第４　最後に

以上のとおり、企業価値担保権は、事業性評価や伴走型支援を後押しするための制度であり、既存の担保権とはその性質を全く異にします。企業価値担保権付き融資に取り組むためには、企業価値担保権の趣旨・内容を的確に理解した上で、融資・期中管理・実行手続等の各局面における対応を検討する必要があります。

当事務所では、企業価値担保権の活用に向けたセミナーや勉強会の実施、体制整備（規程類やマニュアルの策定を含みます。）の支援を行っています。企業価値担保権の活用にご関心がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

＜参考文献＞
・冨川諒「Q&A 事業性融資推進法と融資実務のポイント―企業価値担保権」（ビジネス教育出版社、2024 年）
・安永祐司・冨川諒「企業価値担保権の意義・内容と倒産法上の取扱い」金融庁金融研究センター（2025年）
・冨川諒「担保にして担保に非ず」金融法務事情2261・2262合併号（2025年）

担保取引の“これまで”が法律に―譲渡担保法の創設

弁護士　谷　崇彦
弁護士　西川　葵

弁護士
谷　崇彦
（たに・たかひこ）

<出身大学>
立教大学法学部
慶應義塾大学法科大学院

<経歴>
2019年12月
最高裁判所司法研修所修了（72期）
第一東京弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所入所（東京事務所）
2022年4月～2023年3月
金融庁監督局銀行第二課地域金融企画室　室長補佐
2023年4月～2025年3月
監督局銀行第二課　課長補佐（法務担当）
2024年3月～2025年3月
総合政策局リスク分析総括課フィンテック参事官室　室長補佐を併任
2025年4月
弁護士法人中央総合法律事務所復帰

<取扱業務>
金融規制、コンプライアンス、企業法務、訴訟・紛争解決、一般企業法務

弁護士
西川　葵
（にしかわ・あおい）

<出身大学>
中央大学法学部法律学科
東京大学法科大学院

<経歴>
2025年3月
最高裁判所司法研修所修了（77期）
第一東京弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所入所（東京事務所）

<取扱業務>
民事法務、商事法務、会社法務、家事相続法務

第１　はじめに

これまで、譲渡担保契約および所有権留保契約は、いわゆる「非典型担保契約」として明文の法令による規律が存在せず、これらの契約の法的性質や効力については、個別の判例及び実務に委ねられており、法的安定性に課題があるとされてきました。

また、企業の資金調達においては、従来、不動産担保や個人保証が主要な手段とされてきた中で、近年、不動産を保有しない企業の増加や、保証人に対する過重な負担への懸念が高まっており、新たな担保手段の整備が求められていました[1]。

こうした状況を受けて、令和7年5月30日に「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」、いわゆる「譲渡担保法」が国会で可決・成立しました。

本法律は、法制審議会・担保法制部会が約4年間、計51回の会議によりその内容を議論してきたもので、以下の契約類型について、初めて包括的かつ体系的な規律を設けるものです。

1 動産・債権譲渡担保契約
2 集合動産・集合債権譲渡担保契約
3 所有権留保契約

本稿では、令和7年に新設された「譲渡担保法」（以下、法令名略）の概要を概観すると共に、今後の実務における留意点について整理いたします。

なお、紙面の都合上、根譲渡担保に関する規律や譲渡担保権等に関する倒産手続の取扱いについては割愛いたします。

第２　動産・債権譲渡担保契約に関する規定

１　譲渡担保契約の範囲

譲渡担保権とは、金銭債務を担保するため、債務者又は第三者の動産、債権その他の財産を債権者に譲渡することを内容とする契約に基づいて設定される権利です（第2条第1号、第3号）。譲渡担保権は、原則的に譲渡可能な財産であれば設定が可能であると考えられています。もっとも、譲渡担保法における譲渡担保契約の目的物からは、抵当権の目的とすることができる財産及び特許権等の知的財産権は除かれます[2]。

２　担保権者及び設定者の権限

譲渡担保法は、担保権者の権限として、目的財産から他の債権者に優先して弁済を受けることができる優先弁済権（第3条）、目的財産の代わりに設定者が取得する金銭や設定者が取得する債権について優先して弁済を受けることができる物上代位権（第9条第1項）や優先弁済権の行使が妨害された場合の妨害排除請求権（第30条第2項）等を規定しました。

設定者の権限として、担保目的物の余剰価値の活用を目的とした後順位の譲渡担保権の設定（第7条）を認める旨の規定や、動産譲渡担保権の設定者については、目的財産の使用収益権（第29条第1項）や目的財産の使用収益権が妨害されている場合の妨害排除権等の物権的請求権（第30条第1項）等を規定しました[3]。

３　譲渡担保権と他の担保権との優劣

譲渡担保法では、譲渡担保権と他の譲渡担保権、動産質権及び企業価値担保権との関係で競合が生じた場合の優劣関係が対抗要件具備の先後によって定まるとしています（第32条等）。

この点、動産譲渡担保権の対抗要件は、設定者が目的動産を引き続き所持しながら、以後は担保権者のために目的動産を占有する旨合意する方法（占有改定）を含む引渡しであり、現状、占有改定の対抗力は他の引渡方法と同様です。占有改定は外部から認識することが難しいため、新たに動産に担保権を設定しようとする者は、優先する担保権の有無を判断することができず、担保価値の把握が困難といった課題がありました。

そこで、譲渡担保法では、動産譲渡担保権について、動産譲渡担保権と他の動産譲渡担保権、動産質権及び企業価値担保権との優劣関係が対抗要件具備の先後によって定まる原則に対し、2つの例外を設けました。

① 占有改定劣後ルール

占有改定により対抗要件を備えた動産譲渡担保権については、占有改定以外の方法によって対抗要件を備えた動産譲渡担保権、動産質権又は企業価値担保権に劣後する（第36条第1項）

② 牽連性担保優先ルール

目的物である動産と牽連性のある金銭債務を担保する動産譲渡担保権については、牽連性のある金銭債務を担保する限度で、競合する他の動産譲渡担保権、動産質権又は企業価値担保権に優先する（第37条本文）。

ただし、②については、他の約定担保権者が担保価値を確定的に把握したと評価できる場合にまで、牽連性のある金銭債務を担保している担保権者の優先を認めることは相当でないとの理由により、いくつかの例外規定を定めています（第37条ただし書）[4]。

なお、②における「牽連性」をどの程度厳密に考えるかについての基準は確立されておらず、今後の裁判例の集積による、運用指針の形成が期待されます。

４　譲渡担保権の実行

(1) 動産譲渡担保権の実行

譲渡担保法は、動産譲渡担保権の裁判上の実行手続として、競売（第72条第2項）、保全処分手続（第75条）、実行前の引渡命令（第76条）等の規定を創設するとともに、私的実行（現状利用されている帰属清算方式[5]と処分清算方式[6]）の手続規定を設けることで、担保権者が実行方法として、裁判上の実行と私的実行を選択できることが明確になりました。

また、担保権者の暴利行為防止のため、担保目的財産の価格が被担保債権額を上回った場合、担保権者が設定者に対して、清算金支払義務を負うことも明記されました（第60条第4項、第61条第5項）。

⑵ 債権譲渡担保権の実行

譲渡担保法は、債権譲渡担保権の実行について、帰属清算方式又は処分清算方式による私的実行による実行方法に加え（第93条前段）、担保権者が直接譲渡担保債権を取り立てることができる方法（第92条第1項前段）を規定しました。すなわち、担保権者は被担保債権について債務不履行があった場合に、担保権者が譲渡担保債権を直接取り立てることができ、取り立てた債権が被担保債権額を超えた場合には、その差額を設定者に支払うこととなります（第92条第1項後段）。

第３　集合動産・債権譲渡担保契約に関する規定

１　集合動産・債権譲渡担権の設定及び効力

集合動産・債権譲渡担保とは、一定の範囲に属する多数の動産（構成部分が変動するもの）・債権（将来債権を含む）の集合物を担保目的物とし、その集合物の所有権を設定者から担保権者に移転させるものをいいます。

⑴ 集合動産譲渡担保権について

譲渡担保法は、集合動産譲渡担保権の設定対象について、①譲渡担保動産の種類と②譲渡担保動産の所在場所その他の事項を指定することによって、将来属する動産を含むものとして定められた範囲（以下、「動産特定範囲」といいます。）を一体として、担保権設定の目的とすることを明記しています（第40条）。

また、集合動産譲渡担保権の対抗要件については、動産特定範囲に属する財産の全部の引渡しを受けたときは、将来、動産特定範囲に属する動産についても対抗力を具備するものとされます（第41条第1項）。

そして、設定者は、以下の場合に該当しない限り、動産特定範囲に属する動産の処分権限を有します（第42条）。

① 設定者が担保権者を害することを知っていたとき
② 特約で別段の定めをしたとき
③ ①及び②に反して、設定者が処分した場合であって、取引の相手方が設定者の処分権限について善意であるとき

また、設定者は、正当な理由がある場合を除き、動産特定範囲に属する動産の補充その他の方法によって、担保価値を維持しなければならないとされています（第43条）。

⑵ 集合債権譲渡担保権

集合債権譲渡担保の設定対象については、債権の発生原因、発生時期等を指定することによって、将来において属する債権を含むものとして特定された範囲（以下、「債権特定範囲」といいます。）を一体として、担保権設定の目的とすることを明記しています（第53条第1項）。また、設定者は、債権特定範囲に属する債権の取立てができます（同項）。

２　集合動産・債権譲渡担保権の実行

集合動産・債権譲渡担保権の実行は、基本的には動産・債権譲渡担保権の実行方法に準じますが、以下では主として異なる点を説明します。

⑴　集合動産譲渡担保権の実行

担保権者による担保権実行の手続や担保目的物に対する第三者の差押えがあったとき、担保権の固定化が生じ、その後に動産特定範囲に所属した動産には担保権の効力が及ばないことになります（第66条、第69条、第70条）。

また、設定者が破産する等した場合における一般債権者の弁済原資を確保するために、担保権が実行された後、1年以内に設定者について倒産手続開始の申立てがあった場合には、目的である財産の価値の1割を倒産財団のために確保する等の規定が設けられました（第71条）。

⑵ 集合債権譲渡担保権の実行

設定者は債権特定範囲に属する債権の取立てができますが、担保権者が直接取立てを行い、又は私的実行をする旨の通知をしたときは、設定者の取立権限は失われます（第94条）。

また、集合動産譲渡担保権と同様、設定者が破産する等した場合における一般債権者の弁済原資を確保するための規定が設けられました（第95条）。

第４　所有権留保契約に関する規定

譲渡担保法においては、動産を目的とする所有権留保に関する規定を創設しましたが、基本的には、譲渡担保契約に関する各規定が準用されます（第111条第1項）。

所有権留保契約に関し、譲渡担保契約と異なる規定としては以下の規定が挙げられます。

まず、所有権留保の対抗要件は留保売主等から留保買主等に対する担保目的物の引渡しとされ、牽連性のある金銭債務のみを担保するために締結された所有権留保契約に基づく動産の所有権留保については、引渡しがなくとも第三者に対抗できるとされています（第109条）。

また、留保買主等に対して再生手続等の開始の申立てや再生手続等の原因となる事実が生じたときに、所有権留保契約の解除権を付与する特約は、再建型倒産手続の趣旨に反するため、無効とされています（第110条）。

第５　おわりに

譲渡担保法の創設により、譲渡担保契約および所有権留保契約に関する法的な規律が整備され、これまで以上に両契約の利用が進むことが見込まれます。加えて、契約内容や権利関係が明確化され、取引の安全性や予測可能性も向上することが期待されます。

そして、令和8年5月25日には、「事業性融資の推進等に関する法律」が施行され、企業価値担保権を使った新たな融資制度も始まりますので、譲渡担保法による規律と併せて、資金調達方法の多様化が進むことも見込まれます。

譲渡担保法は公布から2年半以内に施行される予定であるため、施行までの期間において、制度の概要や実務上の影響について理解を深め、適切に対応できるよう準備を進めておくことが重要です。

1　内閣府「経済財政運営と改革の基本方針2024　～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～(骨太方針2024)」10頁(令和6年6月21日)(https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2024/2024_basicpolicies_ja.pdf)
2　法務省「担保法制の見直しに関する要綱案の補助資料」6頁(https://www.moj.go.jp/content/001432231.pdf)
3　法務省「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律について」5頁(令和7年6月)(https://www.moj.go.jp/content/001440978.pdf)
4　東京弁護士会編著『実例でつかむ 改正担保法』68～69頁
5　帰属清算方式とは、担保目的財産を担保権者自身が取得して、その価値を被担保債権の弁済に充てる方式
6　処分清算方式とは、担保目的財産を第三者に譲渡し、その代金を被担保債権の弁済に充当する方式

改正下請法（中小受託取引適正化法）について

弁護士　大口　敬
弁護士　加藤　友香

弁護士
大口　敬
（おおぐち・たかし）

<出身大学>
京都大学法学部
慶應義塾大学法科大学院

<経歴>
2014年12月
最高裁判所司法研修所修了
（67期）
大阪弁護士会登録
中央総合法律事務所入所
2019年3月
パナソニック株式会社出向
2021年7月
中央総合法律事務所復帰

<取扱業務>
企業法務、M&A、競争法、
労働法、渉外法務、紛争解決

弁護士
加藤　友香
（かとう・ゆか）

<出身大学>
同志社大学法学部
同志社大学法科大学院

<経歴>
2008年
2級ファイナンシャルプランニング技能士
2010年
宅地建物取引士試験合格
2017年3月
株式会社京都銀行　退職
2022年4月
最高裁判所司法研修所修了
（74期）
京都弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所入所（京都事務所）
2022年10月～
同志社大学大学院司法研究科アカデミックアドバイザー

<取扱業務>
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務

第1　はじめに

令和7年5月16日、「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が成立し、令和8年1月1日より施行されます。本改正により、法律名である「下請代金支払遅延等防止法」（以下「下請法」といいます。）は、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（略称「中小受託取引適正化法」、通称「取適法」）と改められました（以下「改正下請法（取適法）」といいます。）。

今回の改正は、近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を背景とした下請事業者から親事業者に対する価格転嫁の問題をはじめ、さまざまな面において下請け取引の適正化を図ることを目的としています。法律名・用語の変更、適用範囲の拡張、協議を行わない代金額の決定の禁止、手形による代金の支払い等の禁止、規制の対象となる取引への運送委託の追加、執行体制の強化等、改正内容は多岐にわたっており、企業に与える影響も大きいものとなっているため、主な改正事項及び来年の施行に向けて今から対応すべき内容について、公正取引委員会が令和7年7月16日に公表した「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準（案）」[1]（以下「改正運用基準（案）」といいます。）をふまえながらご説明いたします。

第2　下請法改正の背景・経緯

1990年代以降、諸外国における物価や賃金は上昇してきた一方で、日本においては物価や賃金がほぼ横ばいで推移しています。このような「価格据置き型経済」の下では、経営資源の調達コストが上昇する中で商品やサービスの価格への転嫁が困難です。しかしながら、近年の急激な労務費・原材料費・エネルギーコストの上昇を受け、中小企業をはじめとする事業者が賃上げの原資を確保するためには、価格転嫁の環境を整備し、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要であることが指摘されていました。

下請法は主要な改正が行われてから約20年が経過していましたが、「物価や賃金が構造的に上がっていく経済社会」に向けた取引環境の整備が必要であり、また、価格転嫁の問題のほかにも、荷主と運送事業者との間における契約にない荷役や荷待ちの問題、約束手形を用いて受注者に資金繰り負担を求める商慣習の問題など、適正な取引環境の整備に関して解決すべき課題も多くありました。

そこで、令和6年6月および同年11月の閣議決定において、下請法改正を早期に検討することが打ち出され、同年7月から12月にかけて公正取引委員会が有識者による「企業取引研究会」を開催し、同研究会が同年12月25日付けで「企業取引研究会報告書[2]」を取りまとめ公表しました。「企業取引研究会報告書」の要旨については、2025年春号でご説明しましたが、本報告書をベースに改正下請法（取適法）が制定されました。

第3　主な改正事項

（1）用語の見直し

これまで使用されてきた「下請」という用語には、上下関係を連想させる響きがあり、発注者と受注者が対等な関係ではないという語感を与えると指摘されていました。また、時代の変化に伴い、昨今では発注者である大企業の側でも「下請」という用語は使わず、下請事業者を「協力会社」「サプライヤー」などと呼ぶ流れが広まっています。

そこで、改正下請法（取適法）では、法律名が「下請代金支払遅延等防止法」から「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」と改められ、用語についても「親事業者」が「委託事業者」、「下請事業者」が「中小受託事業者」、「下請代金」が「製造委託等代金」等に改められました。本変更に伴い、実務上社内規程や帳票の改訂等が必要となります。

	改正前	改正後
法律名	下請代金支払遅延等防止法	製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律
用語	親事業者	委託事業者（第2条第8項）
	下請事業者	中小受託事業者（第2条第9項）
	下請代金	製造委託等代金（第2条第11項）

（2）適用範囲の拡張

ア　従業員基準の追加

下請法の対象となる取引は、事業者の資本金規模と取引の内容によって定められていましたが、実質的には事業規模は大きいものの当初の資本金が少額である事業者の存在や、減資をすることによって下請法の対象とならない場合、下請法の適用を逃れるために受託者に増資を求める発注者がいること等が指摘されていました。

そこで、改正下請法（取適法）では、適用基準として従業員数の基準が新たに追加されました。これにより資本金規模では改正下請法（取適法）の対象とならない取引であっても、従業員基準に該当する場合は改正下請法（取適法）が適用されることとなります。具体的な基準については、改正下請法（取適法）の趣旨や運用実績、取引の実態、事業者にとっての分かりやすさ、既存法令との関連性等の観点から、常時使用する従業員数300人（製造委託等）又は100人（役務提供委託等）を基準とすることとされました（改正下請法（取適法）第2条第8項第5号・第6号、同条第9項第5号・第6号）。この従業員数について、改正運用基準（案）においては、常時使用する従業員の数は、労働基準法第108条に基づいて調製が義務付けられている賃金台帳の調製対象となる者の数によって算定するものとされています。したがって、常時使用する従業員の数としては、正社員、有期契約社員（契約社員、パートタイマー、アルバイト）、嘱託社員等を含むことになりますが、派遣社員や業務委託先の社員は、派遣元や業務委託先が賃金台帳の調製義務を負うことになりますので、これに含まれないこととなります。

本変更に伴い、委託事業者は、これまで下請法の適用対象とならなかった受託事業者についても従業員数を確認し、改正下請法（取適法）の適用対象にならないか確認する必要があります。従業員数の確認方法については、現時点では特段定められていませんが、記録に残る形で確認することが望ましいので、受託事業者から見積書の備考欄において申告を受ける方法や定期的に照会状を送付し回答を受ける方法などが考えられます。

【製造委託・修理委託・特定運送委託・情報成果物作成委託（プログラム）・役務提供委託（運送・倉庫保管・情報処理）】

委託事業者	中小受託事業者
資本金3億円超	資本金3億円以下（個人含む）
資本金1千万円超3億円以下	資本金1千万円以下（個人含む）
常時使用する従業員300人超	常時使用する従業員300人以下（個人含む）

【情報成果物作成委託（プログラム除く）・役務提供委託（運送・倉庫保管・情報処理を除く）】

委託事業者	中小受託事業者
資本金5千万円超	資本金5千万円以下（個人含む）
資本金1千万円超5千万円以下	資本金1千万円以下（個人含む）
常時使用する従業員100人超	常時使用する従業員100人以下（個人含む）

イ　運送委託の対象取引への追加

下請法においては、「物品の運送の再委託」については役務提供委託として適用対象となっていましたが、発荷主から元請運送事業者への委託は、下請法の対象外（「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（独占禁止法）に基づく「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」（物流特殊指定）で対応）とされていました。そのため、立場の弱い物流事業者が、荷役や荷待ちを無償で行わされているなど、荷主・物流事業者間の問題が指摘されていました。

そこで、改正下請法（取適法）では、「特定運送委託」（発荷主が発送事業者に対して物品の運送を委託する取引）が新たな類型として追加されました。「特定運送委託」は、事業者が業として行う、販売する物品、製造を請け負った物品、修理を請け負った物品、作成を請け負った情報成果物が記載・記録・化体された物品について、その取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む）に対して運送する場合に、その運送の行為の全部又は一部を他の事業者に委託することと定義されています（改正下請法（取適法）第2条第5項）。改正運用基準（案）においては、運送に係る役務提供又は特定運送委託をした委託事業者が、中小受託事業者に対し、運送の役務を提供させることに加えて、無償で、運送の役務以外の役務（荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等）を提供させることは、改正下請法（取適法）第5条第2項第2号に該当するとされています。

本変更に伴い、物流会社に顧客向けの運送を委託している企業においては、改正下請法（取適法）の対象となる取引がないか確認する必要があります。

(3) 規制の見直し

ア　協議に応じない一方的な代金決定の禁止

令和4年1月26日に改正された下請法運用基準において、「労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来通りに据え置くこと」等は「買いたたき」に該当するおそれがあると明示され[3]、また、令和5年11月29日に公正取引委員会より公表された「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」[4]においては、労務費の転嫁にかかる価格交渉について発注者及び受注者それぞれが採るべき行動、求められる行動指針が取りまとめられ、発注者から協議の場を設けること、受注者から求められれば協議のテーブルに着くこと、必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案することなどが示されましたが、価格転嫁については様々な課題があり、適切な価格転嫁が行われる取引環境の整備が必要との指摘がされていました。また、下請法における「買いたたき」規制の趣旨は、親事業者が下請事業者と下請代金の額を決定する際に、その強い立場から、「通常支払われる対価」に比べて「著しく低い額」を下請事業者に押しつけることが下請事業者の利益を損ない、経営を圧迫することになるのでこれを防止することにあり、「買いたたき」該当性の判断にあたっては、原則として「通常支払われる対価」（市価）の認定が必要になりますが、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の上昇局面における価格の据え置き行為は「買いたたき」の要件に合致しにくいとの指摘もありました。

そこで、改正下請法（取適法）では、「買いたたき」とは別に、対等な価格交渉を確保する観点から、中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、委託事業者が必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定して、中小受託事業者の利益を不当に害する行為を禁止する規定が新設されました（改正下請法（取適法）第5条第2項第4号）。改正運用基準（案）においては、「給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合」とは、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の高騰による場合のほか、従来の納期の短縮、納入頻度の増加や発注数量の減少等による取引条件の変更、需給状況の変化、委託事業者から従前の代金の引下げを求められた場合を含むものとされます。また、「中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず」とは、中小受託事業者からの協議の求めを明示的に拒む場合のほか、例えば、協議の求めを無視したり、協議の実施を繰り返し先延ばしにしたりして、協議の実施を困難にさせる場合も含むとされています。さらに、「協議を求めた」とは、書面か口頭かを問わず、明示的に協議を求める場合のほか、協議を希望する意図が客観的に認められる場合をいうとされています。

改正の内容は、これまでの下請法運用基準や「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」と大きくは変わりませんが、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の高騰の場合に限られず、広く給付に関する費用の変動について、受託事業者との価格協議が法律上義務付けられたことになりますので、中小受託事業者と価格協議を行う社内体制を整え、価格協議の経緯については記録に残しておくことがより重要になります。

イ　手形払等の禁止

下請法においては、下請代金については、受領日から起算して60日以内の期間内かつ、できる限り短い期間内において支払期日を定める義務を定めています。また、公正取引委員会は、令和6年11月以降、手形等で支払う場合に手形サイトが60日を超える手形等については「割引困難な手形の交付等」に該当するおそれがあるとして指導する方針を公表しました。しかし、支払が手形で行われる場合、手形サイトが60日以内であっても、下請事業者は手形サイトに相当する期間は現金を受領できないことになりますので、現金を受領するまでの最長120日間、資金繰りの負担が生じるという商慣習の問題が指摘されていました。

そこで、改正下請法（取適法）では、中小受託事業者の保護のため、指導基準の変更を一段進め、本法上の支払手段として、手形払を認めないこととしました。また、電子記録債権やファクタリングについても、支払期日までに代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものについては認めないこととされました（改正下請法（取適法）第5条第1項第2号）。

本変更に伴い、製造委託等代金の支払については、振込が基本的な対応となります。手形については令和8年度末までに廃止される方針が示されていますが、支払に手形等を用いている企業については、改正下請法（取適法）遵守の観点からも支払方法の変更を検討する必要があります。

ウ　面的執行の強化

下請法においては、事業所管省庁には調査権限のみが与えられており、また、事業所管省庁に通報した場合、報復禁止措置の対象とはなっていませんでした。

そこで改正下請法（取適法）では、事業所管省庁の主務大臣に指導助言権限を付与しました（改正下請法（取適法）第8条）。また、中小受託事業者が申告しやすい環境を確保すべく、報復措置の禁止の対象となる申告先として、現行の公正取引委員会及び中小企業庁長官に加え、事業所管省庁の主務大臣が追加されました（同法第5条第1項第7号）。

（4）その他の改正事項

その他、改正下請法（取適法）では、以下のような改正が行われています。

ア　専ら製品の作成のために用いられる木型、治具等についても、金型と同様に製造委託の対象物として追加されました（改正下請法（取適法）第2条第1項）。

イ　書面等の交付義務について、中小受託事業者の承諾の有無にかかわらず、必要的記載事項を電磁的方法により提供することも可能とされました（同法第4条）。

ウ　遅延利息の対象に減額を追加し、代金の額を減じた場合、起算日から60日を経過した日から、実際に支払をする日までの期間について遅延利息を支払わなければならないものとされました（同法第6条第2項）。

エ　既に違反行為が行われていない場合の勧告に係る規定を整備し、勧告時点において委託事業者の行為が是正されていた場合においても、再発防止策などを勧告できるようにされました（同法第10条）。

第４　運用基準の改正

改正下請法（取適法）は、「企業取引研究会報告書」をベースに立案されましたが、本報告書の指摘事項の中には、もともと下請法ではなく下請法運用基準で定められていた実務に関するものも多く、令和7年7月16日に公正取引員会が改正運用基準（案）を公表し、意見募集を行いました。改正運用基準（案）においては、「第3　主な改正事項」でご説明した事項のほか、以下の見直しが行われています。

１　振込手数料の負担

現行の運用においては、振込手数料を中小受託事業者が負担する旨の書面での合意がある場合には、委託事業者が負担した実費の範囲内で振込手数料を差し引いて製造委託等代金を支払うことが認められていますが、改正運用基準（案）においては、振込手数料を中小受託事業者に負担させることは書面合意がある場合であっても減額に該当するとされました。

２　金型等の無償保管に関する考え方

部品等の製造を委託し、その製造に用いる金型等を中小受託事業者に保管させている場合において、委託事業者が部品等の発注を長期間行わない等の事業があるにもかかわらず、保管費用を支払うことなく、中小受託事業者に金型等を保管させたときは、不当な経済上の利益の提供要請に該当する恐れがあるとされていますが、金型等を委託事業者が所有する場合のほか、中小受託事業者が所有する場合であっても、委託事業者が事実上管理しているとき（例えば、その廃棄等に委託事業者の承認を要する等の事情が認められるとき）には、当該行為が不当な経済上の利益の提供要請の禁止に抵触するとして問題となるとされました。

第５　最後に

以上のように、今回の改正内容は多岐に渡っており、これまでの下請法では問題とならなかった行為も改正下請法（取適法）では違反とされるなど、従来の商慣習が大きく変わります。特に、親事業者（委託事業者）の目線では、適用対象範囲の拡大により、これまで下請法の適用を想定せずに取引条件を設定し、実務上の要請や柔軟な対応を依頼していた下請事業者（中小受託事業者）との間の取引について大幅な見直しが必要になる可能性があります。令和8年1月1日の施行までに、改正運用基準や改正講習会テキスト等が公表される予定ですので、これらを注視しつつ、支払条件の変更や価格転嫁への環境整備等の準備を進める必要があります。

1　（令和7年7月16日）「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第四条の明示に関する規則」案等に対する意見募集について

弁護士
森本　雄介
（もりもと・ゆうすけ）

<出身大学>
京都大学法学部
京都大学法科大学院

<経歴>
2025年3月
最高裁判所司法研修所修了
（77期）
京都弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所（京都事務所）

<取扱業務>
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務

育成就労制度の概要と技能実習制度からの変更点

弁護士　森　本　雄　介

第１　はじめに

技能実習制度は、技能実習生が日本で技術を習得し母国に持ち帰ることで、途上国の経済発展に貢献することを目的に創設されました。しかしながら、実際には安価な労働力の確保手段となってしまっているとの批判がありました。また、劣悪な労働環境に耐えられず、技能実習生が失踪する事例が相次ぐなどの問題が指摘されてきました。

このような批判に加えて、深刻な人手不足や、国際的な人材獲得競争が過熱していることをふまえ、政府は入管法および技能実習法を改正し、技能実習制度を廃止するとともに、それに代わり新たに育成就労制度を創設します。2024年6月21日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、2027年4月1日の施行が予定されています（以下、「本改正」といいます。）。2025年3月11日には、本改正に係る制度の運用に関する基本方針が閣議決定されるなど、新制度の施行に向けた準備が進められています。

第２　育成就労制度の特徴

１　制度の位置づけ

育成就労制度は、外国人の人材を育成するとともに日本国内の人材を確保することを目的としており（育成就労法第1条）、原則3年間の育成期間で、特定技能1号の技能水準に育成することを目指します。この特定技能とは、より技能レベルの高い人材確保のために、2019年から導入されている在留資格です。特定技能1号の認定を受けた後、さらに高度な技能水準を要する特定技能2号の認定を受ければ、期間制限のない国内での就労が認められることになります。

これまで技能実習制度の対象となっていた職種・作業には、特定技能の在留資格の対象となっていないものがあり、特定技能に移行できないことがありました。これに対して育成就労制度は、特定技能制度の前段階と位置づけられ、受け入れ対象分野も特定技能制度と原則一致します[1]。すなわち、育成就労制度は、人材確保を目的としているため、受け入れの対象分野（育成就労産業分野）は、生産性の向上や国内人材確保のための取り組みを行ってもなお人材の確保が困難な産業分野に限って認められることになります。それにともなって、現在技能実習の対象となっている職種の一部は除外される可能性もあります[2]。分野ごとの受け入れ見込み数は、有識者や労使団体の会議体の意見を踏まえて策定される分野別運用方針の中で示され、この見込み数が受け入れの上限数となります。

２　受け入れ企業について

政府がまとめた省令案によると、過去1年間に定年退職、労働者の帰責事由による解雇及び有期労働契約の期間満了による終了を除く「非自発的離職」のあった企業は育成就労制度で外国人を雇用することができません。これは、現在雇用している従業員を辞めさせ、代わりに低賃金の外国人労働者を雇うといった事態を防ぐためです。

また省令案では、育成就労外国人が来日前に支払った費用についての定めも検討されています。技能実習制度では、技能実習生が母国の送出機関に多額の手数料を支払い、借金を背負って来日する事例がみられました。そこで、育成就労外国人が送出機関に支払う費用は、日本での月給の2カ月分を上限とし、超過分については受け入れ企業が肩代わりすることなどが予定されています。

３　転籍

育成就労制度では、①やむを得ない場合及び、②一定の要件を満たす場合における本人の意向による転籍が認められます。転籍の際には、転籍先において新たな育成就労計画の認定を受ける必要があります（育成就労法第8条の5）。

①やむを得ない場合の転籍は、2024年11月1日より、先行して技能実習制度でも導入されています。パワハラや暴力などの人権侵害を受けた場合がこれにあたります。

②本人の意向による転籍は、育成就労制度

のもとで新たに取り入れられます。技能実習制度では、同一の職場で働いた方が技能を計画的・効率的に身につけられるとして、本人の意向による転籍は認められていませんでした。その一方で、転籍できないことで、職場に不満があっても我慢を強いられる構造がパワハラやセクハラ、悪質な契約違反など権利侵害の温床になっているとの批判がありました。本人の意向による転籍が認められる要件としては、育成就労法第9条の2に規定されており、概要は以下のとおりです。

ア　転籍先の育成就労実施者の下で従事する業務が転籍元の育成就労実施者の下で従事していた業務と同一の業務区分である

イ　転籍元の育成就労実施者の下で業務に従事していた期間が、育成就労産業分野ごとに1年以上2年以下の範囲内で定められる所定の期間を超えている

ウ　育成就労外国人の技能及び日本語能力が一定水準以上である

エ　転籍先の育成就労実施者が適切と認められる一定の要件に適合している

転籍の方式については、育成就労法第8条の2に規定があります。同条によれば、育成就労外国人は、出入国在留管理庁長官、厚生労働大臣、監理支援機関、育成就労実施者のいずれに対しても、育成就労実施者の変更の申出を行うことができます。そして申出を受けた当事者は、それぞれ情報共有を行ったうえで、監理支援機関が新たな育成就労実施者との雇用関係の成立の斡旋を行う流れになります。実務上の注意点としては、育成就労実施者の変更の申出を受けた際に、申出を受けた者は、関係者に通知・届出をする義務があり、これを実施しなかった場合には罰金が科されることです（育成就労法第112条第1項第1号、第2号）。育成就労外国人を受け入れる企業は、申出を受け取った後の業務フローを構築しておくことが望まれます[3]。

省令案では、本人の意向による転籍によって、地方から、より賃金の高い都市部へ外国人が流出しないよう配慮に努めることも明記しています。転籍者は育成就労制度で働く在籍外国人の3分の1以下、都市部の企業が地方から受け入れる場合は6分の1以下に制限されるとともに、転籍者を受け入れられるのは試験合格率や育成体制、法令順守状況などの基準を満たす優良な企業のみに限ることが検討されています。また省令案では、企業が採用時に支払う初期費用の「標準額」を設定したうえで、就労期間に応じて転籍先に支払わせる運用が予定されています。

4　日本語教育の拡充

技能実習制度の下では、来日後1カ月以上の入国後講習が義務付けられており、日本語や労働法令などを学ぶことになっていましたが、日本語学習の時間数や内容などは定められていませんでした。

育成就労制度では、働き始めるまでに国の6段階の指標で最もやさしい「A1」相当の試験に合格するか、講習を受けなければなりません。省令案では、講習について国の認定を受けた日本語学校か、国家資格「登録日本語教員」を取得した教師によるものに限定し、企業の負担で100時間以上の日本語教育を提供することを求めることが検討されています。なお、育成就労から特定技能1号に移行する際には、「A2」相当の試験に合格する必要があります。

第3　今後のスケジュールについて

育成就労制度の導入時期は、2027年4月1日となる予定です。導入にあたって経過措置が設けられます。

育成就労制度が開始されるまでに現に技能実習を行っている場合は、現行の技能実習制度が適用され、「技能実習」の在留資格で2号実習まで実施することができます。また、技能実習計画の認定申請中など、手続きの途中にある場合については、施行後3か月以内に技能実習が開始される計画となっており、施行後3か月以内に入国できる場合には、同様に現行の技能実習制度が適用され、「技能実習」の在留資格で2号実習まで実施可能となります。なおこれらの経過措置が適用される場合、技能実習から育成就労に移行することはできません。育成就労計画認定の事前申請については、来年度の開始が予定されています。

第4　おわりに

2027年4月からスタートする育成就労制度は、期間が原則3年となること、受け入れの対象が育成就労産業分野に限られること、一定の要件を満たす場合における本人の意向による転籍が認められることなど、これまでの技能実習制度からの変更点が多くあります。技能実習生を受け入れている企業は、制度開始を見据えて順次対応を進めていくことが望まれます。

1　出入国在留管理庁・厚生労働省「育成就労制度の概要」2024年9月10日（https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/001301676.pdf、2025年8月7日最終閲覧）

2　出入国在留管理庁「育成就労制度・特定技能制度Q&A」（https://www.moj.go.jp/isa/applications/faq/ikusei_qa_00002.html、2025年6月3日最終閲覧）

3　杉田昌平「外国人雇用の実務アップデート(上)」ビジネス法務2025年2月号59頁

令和7年3月31日「営業秘密管理指針」改正のポイント

弁護士　木　村　俊太郎

弁護士
木村　俊太郎
（きむら・しゅんたろう）

<出身大学>
早稲田大学法学部
東京大学法科大学院（中退）

<経歴>
2022年4月
最高裁判所司法研修所修了
（74期）
第一東京弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所（東京事務所）

<取扱業務>
企業法務、民事法務、
商事法務、会社法務、
家事相続法務

第1　改正の背景

テレワークの常態化、派遣労働者や兼業・副業者が営業秘密に触れる機会の増加、外部クラウドでのデータの保存・共有の標準化、AIサービスの普及、平成30年不正競争防止法改正における「限定提供データ」概念の導入等の環境の変化を踏まえ、令和7年3月31日、経済産業省は約6年ぶりに「営業秘密管理指針」（以下「本指針」といいます。）を改正しました（以下「本改正」といいます。）。本稿では、本改正の主なポイントを解説します。なお、誌面の関係上、全ての改正点について網羅的に解説することはできませんので、詳細な内容は本指針をご確認ください。

第2　主な改正点

1　営業秘密と民事措置・刑事罰との関係

特定の情報が営業秘密に該当する場合、不正競争防止法（以下「法」という。）に基づく、差止めをはじめとする民事上の救済措置や、刑事罰の対象になり得ます。

本改正では、営業秘密該当性の三要件の解釈は、民事上の要件と刑事上の要件が同じものと考えられる旨が明記されました。

2　営業秘密以外での情報の保護

限定提供データの保護にかかる不正競争防止法改正が行われたことを踏まえ、本改正では、営業秘密に該当しない情報でも、法に基づく限定提供データ（法第2条第7項）による保護やその他の法令による法的保護を受ける可能性がある旨が追記され、営業秘密と限定提供データの関係性が整理されました。

3　「事業者」の範囲

本改正では、新たに本指針の対象となる「事業者」の範囲に関する記載が追加され、大学・研究機関が本指針の対象に該当し得る旨、及び研究成果が「営業秘密」に該当し得る旨が明記されました。

4　営業秘密該当性

（1）秘密管理性

本指針上、営業秘密該当性の三要件の一つである秘密管理性要件が満たされるためには、営業秘密保有者の秘密管理意思が、秘密管理措置によって従業員等に対して明確に示され、従業員等の認識可能性が確保される必要があり、秘密管理措置は企業における営業秘密の管理単位における従業員等がそれを一般的に、かつ容易に認識できる程度のものである必要があるとされています。本改正では、秘密管理措置の対象となる「従業員等」に、いわゆる派遣労働者や、役員が含まれる旨が明記されました。

また、必要な秘密管理措置の程度に関する説明は、「従業員及び役員に向けたもの」と、「取引相手先に向けたもの」という二つの観点から、具体例や裁判例を示しながら説明をする内容に再構成されました。取引相手先に向けた秘密管理措置については、秘密情報の提供に際して秘密保持契約を締結することが望ましいものの、秘密保持契約の締結がなければ常に秘密管理措置として不適切となるわけではない点が新たに指摘されています。

また、クラウドを利用して情報を管理する場合について、従前から、秘密として管理されていれば秘密管理性が失われるわけではない旨が指摘されていました。本改正では、新たに、情報の内容・性質等次第では、クラウドへのアクセスのためにID・パスワード等を設定するといった程度の措置や、就業規則等で当該情報の漏えいを禁止する措置で足りる場合もある旨が追記されました。

また、生成AIとの関係における秘密管理性の考え方が整理され、社内管理の範囲で営業秘密を生成AIに利用し、その後、社内で当該情報がAI生成物として生成・出力されたとしても、当該情報が秘密管理されているのであれば、その一事をもって、秘密管理性が否定されることはないと考えられる旨指摘されています。ただし、当該企業にとどまらず、当該情報が当該企業以外の第三者に提供される場合は、秘密管理性が否定される場合もあり得る点には注意が必要です。

（2）有用性

本改正では、裁判例を踏まえ、営業秘密が、当該営業秘密を保有する事業者の事業活動に使用・利用されているのであれば有用性の要件は充足される旨、有用性の要件の判断は、当該情報を不正に取得した者がそれを有効に活用できるかどうかにより左右されない旨が追記されました。

（3）非公知性

本改正では、第三者からのハッキング等により、営業秘密がダークウェブに公表されたとしても、その一事をもって直ちに非公知性が喪失するわけではない旨、特定の情報が非公知の情報といえるための要件として「予想外の特別に優れた作用効果」を生じさせるものであることまでは要しない旨、リバースエンジニアリングによって営業秘密を抽出できる場合の非公知性の考え方が新たに追記された他、公知情報を組み合わせた情報の非公知性に関する説明が拡充されました。

第3　最後に

本指針では、営業秘密の内容や管理手法は業種や企業規模、グローバル展開の度合い、IT技術の進歩などに応じて千差万別であり、絶え間ない進化が求められる分野である旨が指摘されています。

本改正を契機として、営業秘密管理体制を定期的に見直し、時代の変化に合わせてアップデートし続けることが重要です。

教育等の業務に従事する者の性犯罪前科の確認
―いわゆる「日本版DBS」―について

弁護士　田中幸佑

弁護士
田中 幸佑
（たなか・こうすけ）

<出身大学>
岡山大学法学部卒業
大阪市立大学法科大学院修了

<経歴>
2012年12月
最高裁判所司法研修所修了（65期）
検事任官（東京地検検事）
2013年4月～2023年1月
大阪地検検事、名古屋地検検事、神戸地検検事、福岡地検飯塚支部長兼直方支部長など
2023年2月
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所入所（大阪事務所）
2024年4月～
大阪公立大学法学部非常勤講師

<取扱業務>
危機管理、不祥事対応、不正調査、コンプライアンス、企業刑事事件及び一般企業法務等

第1　はじめに

学校の教員や、学習塾の関係者が、児童や生徒など子供（以下、単に「児童」といいます。）を対象とした性犯罪を行って逮捕されたなどというニュースに触れることがあります。

教育現場において教員が児童に対して性犯罪を行うような事態を防止し、児童の健全な発達を図ることを目的として、令和6年6月に「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（こども性暴力防止法）が成立し、「日本版DBS」と呼ばれる制度が令和8年12月に運用を開始する予定です。

第2　日本版DBSの概要

1　DBSとは

本制度は、主にイギリスで運用されているDBS制度（Disclosure and Barring Service）を参考にして導入されました。イギリスでは、子供に関わる職種の使用者において被用者の犯歴照会を行うことが義務化されています。

我が国でも、児童と接する教員等について、学校教育法上の設置・認可の対象となっている学校設置者等が、その者に一定の性犯罪前科[1]がないかを確認することが義務化されます。こうすることで、児童に対する性犯罪を行うおそれのある者が児童と接する業務に就くことを避け、児童の被害を防止しようというものです。

そして、これらの義務が課せられる学校設置者等以外の、民間教育保育等事業者（学習塾やスポーツクラブなどの民間教育事業、認可外保育施設などを想定）についても、一定の要件を満たせば、児童の安全のための体制が確保されている旨の「認定」を受けることができるとされています。児童の安全確保措置を講じていることについて国の認定を受け、それを広告等で表示することができるというものです。

2　前科の確認について

(1)　この制度の最も大きな特徴は、これから児童と接する業務に従事しようとする者や、制度導入時点（又は認定を受けた時点）で従事している全ての者について、特定の性犯罪の前科がないかどうかを確認する義務が生じるということです。

(2)　認定を受けた民間学習塾Xを例として説明すると、Xの講師採用募集にAから応募があった場合、事業者であるXは、Aが業務を行うまでに、こども家庭庁に対して、Aが特定の性犯罪の前科を有するか否か、犯罪事実確認書の交付を申請することになります。このとき、Aは、自らの戸籍情報を提出するなどの協力が求められます。こども家庭庁は、同申請に基づき、犯歴情報を管理する法務省に照会し、法務省が、こども家庭庁に対して、Aの特定の前科の有無を回答します。

特定の前科がなかった場合は、こども家庭庁からXに対して、Aには特定前科がない旨の回答がなされます。

特定の前科があった場合、こども家庭庁は、まずA本人に対して通知し、Aは2週間を期限として訂正を請求することができます。訂正請求期間後に、こども家庭庁からXに対してAの前科に関する事項が通知されます。なお、2週間の間にAが内定辞退等すれば、こども家庭庁からXに回答はなされません。

(3)　そして、上記Aのようにこれから教育等の業務に従事しようとする者だけでなく、現職者についても、同様の前科確認義務が生じます（学校設置者等は制度導入から3年以内、民間教育保育等事業者は認定から1年以内）。

さらに、前科確認から5年後以降も引き続き同様の業務に従事する場合、改めて確認する必要があります。

(4)　以上のような前科確認がなされることを通じ、学校や事業者による被害防止措置が期待できるほか、事実上、児童に対する性犯罪を行うおそれのあるような者が児童と接する業務に就こうとすることを抑止する効果も生じると考えられます。

3　その他の義務

学校設置者等や認定を受けた事業者には、児童の被害が疑われる場合の調査、性犯罪に及ぶおそれがある教員等に対する配置転換などの必要な措置、研修の実施などの措置を講じることも義務化されます。

さらに、前科確認の業務に従事する者には、入手した前科に関する情報を厳正に管理する義務が課せられ、違反した場合には罰則も定められています。

第3　企業等への影響

本制度は、児童の安全のための措置に関する認定を受けているか否かで消費者の印象が変わり得ることから、学習塾やスポーツクラブを運営する企業等にとっても重要な制度であるといえます。

認定を受けようとする場合には、法令で定められた措置を適切に実施し、情報管理も適切に行う体制とすることが求められます。

制度の詳細についてはこども家庭庁において検討が続けられていますが、今後導入が予定されている重要な制度ですので、現段階で本制度について概説いたしました。

---

1 不同意性交、児童買春、盗撮などの性犯罪で、刑の執行終了等から20年以内又は執行猶予判決確定・罰金刑の執行終了等から10年以内のもの。

会社法今昔物語

● 取締役会の議事録閲覧制度

弁護士（オブカウンセル）　森　本　　滋
（京都大学名誉教授）

昭和56年改正前商法は、取締役会議事録を、定款や株主総会議事録と同様に、株主の閲覧謄写対象としていたため、当時の実務は、重要な経営事項は常務会等で実質的に決定し、取締役会の審議内容、したがって、取締役会議事録の内容を無内容なものとしていました。

昭和56年商法改正法は、取締役会において重要な経営事項が実質的に審議され、議事録に議事の経過の要領と結果が適切に記載されるよう、取締役会議事録の閲覧制度を抜本的に見直し、会社法は、さらにきめ細かなものとしました。今回は、株主による取締役会議事録の閲覧制度を解説します（債権者・親会社社員の閲覧については省略）。

第１　昭和56年商法改正法と会社法

昭和56年商法改正法は、株主は、①権利を行使するため必要があるときは、②裁判所の許可を得て取締役会の議事録（以下「議事録」といいます。）の閲覧謄写を請求することができ、③裁判所は、会社に著しい損害を生ずるおそれがあるときは、その許可をすることができないものとしました。

会社法は、監査役設置会社、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社であるか否か、すなわち、業務監査機関の有無により規制を異にしています。これを有しない会社の株主は、その権利を行使するため必要があるときは、営業時間内は、いつでも、議事録の閲覧謄写を請求することができます（会社法第371条第2項）。上記②と③の要件は課されていません。株主は、権利行使のため必要があることを明らかにして議事録の閲覧謄写を請求することができ、会社は、それが権利濫用であることを立証しなければ、その請求を拒むことができません（業務監査機関を有しない会社の株主の取締役・取締役会の監督権限の拡充）。

業務監査機関を有する会社の株主は、その権利を行使するため必要があっても、裁判所の許可を得なければ議事録の閲覧謄写請求はできません。裁判所は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、許可することはできません（同条第2項第3項第6項）。これは昭和56年商法改正法と同様の規制ですが、会社法が業務監査機関の有無により規制に差異を設けたこと、さらに、株主権の見直しが立法論的課題となっている最近の状況にも配慮して、新たな視点から解釈論を構築する余地もあるように思われます。

第２　取締役会議事録の閲覧謄写許可要件

会社法は、業務監査機関を有する会社においては、取締役・取締役会のチェックは第一次的には業務監査機関が行うこととし、裁判所が、株主の正当な権利行使のために合理的に必要であり、会社に著しい損害を及ぼすおそれがないと認める場合に限り、株主に議事録の閲覧謄写を認めていると解することが合理的です。

議事録の閲覧謄写を求める株主は、行使しようとする具体的な権利内容と行使目的のほか、当該権利行使のために知ることを要する事実と、そのために議事録を閲覧謄写する必要性を根拠づける事実を具体的に指摘して、必要性を客観的に明らかにしなければなりません。自ら入手し得る資料では権利行使のために不十分であることも示す必要があります。

裁判所は、当該株主の正当な権利行使のために議事録の閲覧謄写が必要なことが客観的に明らかであり、会社に著しい損害を及ぼすおそれがないと認める場合に限り、それを許可します。

会社に著しい損害を及ぼすおそれがある場合とは、企業秘密の漏洩や個人のプライバシーが侵害され、ひいては会社の信用も毀損されるおそれがある場合が典型例とされますが、「損害」には会社の事業遂行上の不利益が広く含まれ、「損害を及ぼすおそれ」は「権利行使の必要性」と併せ考慮されるべき相対的なものであり、「著しい」の文言を強調する必要はありません。裁判所は、個別事案ごとに、議事録の閲覧謄写によって得られる株主の正当な利益と会社に及ぼすおそれのある損害ないし不利益を比較考量して、請求を認めるべきか否か判断することになります。

非訟事件手続における裁判所には、株主と会社の利害を妥当に調整する後見的役割を担うことが期待されています。経営上の機密が含まれている議事録の閲覧謄写の許可に際して、裁判所は、濫用的請求を阻止するだけでなく、株主の持株数や属性等にも配慮して、株主の不開示による不利益と開示された場合の会社の不利益を総合的に考慮して、不適切な請求を阻止して会社、ひいては、株主共同の利益を守ることが求められるのです。

●所属弁護士等

弁護士 中務　正裕	弁護士 村野　譲二	弁護士 安保　智勇	弁護士 中光　弘	弁護士 中務　尚子	弁護士 村上　創	弁護士 小林　章博
弁護士 錦野　裕宗	弁護士 鈴木　秋夫	弁護士 藤井　康弘	弁護士 國吉　雅男	弁護士 瀧川　佳昌	弁護士 金澤　浩志	弁護士 堀越　友香
弁護士 平山浩一郎	弁護士 古川　純平	弁護士 山田　晃久	弁護士 赤崎　雄作	弁護士 角野　佑子	弁護士 浦山　周	弁護士 鍛治　雄一
弁護士 髙橋　瑛輝	弁護士 岩城　方臣	弁護士 大澤　武史	弁護士 本行　克哉	弁護士 西中　宇紘	弁護士 大口　敬	弁護士 冨川　諒
弁護士 小宮　俊						
弁護士（シニアカウンセル） 中務嗣治郎	弁護士（シニアカウンセル） 岩城　本臣	弁護士（シニアカウンセル） 森　真二	弁護士（シニアカウンセル） 加藤　幸江	弁護士（オブカウンセル） 森本　滋		
弁護士 松本久美子	弁護士 田中　幸佑	弁護士 新澤　純（金融庁勤務中）	弁護士 秋山絵理子	弁護士 榎本　辰則	弁護士 西川　昇大（金融庁勤務中）	弁護士 藤野　琢也
弁護士 谷　崇彦	弁護士 土肥　俊樹（経済産業省勤務中）	弁護士 橿渕　陽（個人情報保護委員会勤務中）	弁護士 加藤　友香	弁護士 小林　優吾（金融庁勤務中）	弁護士 佐藤　諒一（金融庁勤務中）	弁護士 半田　昇
弁護士 木村俊太郎	弁護士 河野　大悟	弁護士 小川　広将	弁護士 町田諒一郎（民間企業勤務中）	弁護士 峯川　弘暉	弁護士 今井　稜（金融庁勤務中）	弁護士 小山　詩音（民間企業勤務中）
弁護士 三村　侑意	弁護士 野﨑　佐季（金融庁勤務中）	弁護士 亀田孝太郎（金融庁勤務中）	弁護士 中村　優介	弁護士 内田孝太郎	弁護士 木村　瑠志	弁護士 森山　雄平
弁護士 横山　淳司	弁護士 佐々木　孝	弁護士 中原　由理	弁護士 西川　葵	弁護士 逢澤縁太郎	弁護士 前多　陸	弁護士 本田　祥馬
弁護士 松浦　拓海	弁護士 深田　美紀	弁護士 森本　雄介	外国法事務弁護士（カリフォルニア州弁護士） アダム・ニューハウス	外国法事務弁護士（カリフォルニア州弁護士） ロナルド・カルスティアン	カリフォルニア州弁護士 ルシンダ・ローマン	客員弁護士 八木　良一
法務部長 上田　泰豊						